

2022 年 4 月号トピックス

デジタル資産(暗号通貨(cryptocurrencies)又はデジタル・トークン(digital tokens))の取引の免税措置の法案について

仏暦 2565 (2022)年 3 月 8 日、内閣は、仏暦 ...年 VAT の免除に関して規定する歳入法典に基づく勅令(第...号)の案、合計 2 つの主題と仏暦 ...年免税に関して規定する歳入法典に基づく省令(第...号)の案を承認する決議をした。以下の通りである。

1. 仏暦 ...年 VAT の免除に関して規定する歳入法典に基づく勅令(第...号)の案、合計 2 つの主題で、財務大臣から認可を受けたデジタル資産取引所における暗号通貨又はデジタル・トークンの譲渡に対する VAT の免除についての基本的詳細を記載しているものである。また、タイ中央銀行(BOT)が発行するデジタル通貨を公共部門で使用するための開発・試用プロジェクトによるデジタル通貨の譲渡に対する VAT の免除は、VAT の免除を閣議決定した月の翌月 1 日から仏暦 2566(2023)年 12 月 31 日までとする。
2. 仏暦 ...年免税に関して規定する歳入法典に基づく省令(第...号)の案で、暗号通貨又はデジタル・トークンの譲渡によって得られた利益。同一の課税年度において生じた暗号通貨又はデジタル・トークンの譲渡損失と同額を限度とする、投資額を上回る部分に限る。また、財務大臣から認可を受けたデジタル資産取引所における暗号通貨又はデジタル・トークンの譲渡による利益および損失に限る個人所得税の免税についての基本的詳細を記載しているものである。これらについては、仏暦 2561(2018)年 5 月 14 日以降に取得した課税所得を対象とし、局長の定める基準、手続き及び条件に従うものとする。このような案が正式に発表された。すなわち、仏暦 2565 (2022)年 3 月 18 日の免税に関して規定する歳入法典に基づく省令(第 380 号)である。

各会計期間において相互関係を有する会社又は法人格を有する組合の相互取引総額に関する情報の開示報告書(デスクロージャーフォーム)の提出期限の延長について

2565 年(2022 年)の財務省通達「各会計期間において相互関係を有する会社又は法人格を有する組合の相互取引総額に関する情報の開示報告書(デスクロージャーフォーム)の提出期限の延長について(第 2 号)」による。コロナウイルス病 2019 の流行状況に起因する、歳入法典第 3 条の 8 の段落 2 に従い 2020 年 1 月開始する 2020 年 12 月 31 日に終了する会計年度において相互関係を有する会社又は法人格を有する組合の相互取引総額に関する情報の開示報告書(デスクロージャーフォーム)の提出期限の延長については、会計期間の最終日から 150 日以内に、通常の申告書は、2565 年 5 月 30 日までに、インターネットネットを経由して当該のレポートを提出するための期限をさらに 8 日延長することになる。

注；元々 2020 年 1 月開始する 2020 年 12 月 31 日に終了する会計年度において相互関係を有する会社又は法人格を有する組合の相互取引総額に関する情報の開示報告書は、2021 年 5 月 28 日の期日でしたが、今年の 5 月に延長することになりました。去年遅れて申告して、罰金を払った会社は、払った罰金を還付することができます。

社会保障基金への拠出金削減策について

2022 年 4 月 11 日付の官報に、5 月から 7 月までの 3 ヶ月間、第 33 規定する雇用者・被雇用者ともに社会保障基金への拠出金を 5%又は最大拠出金 750 バーツから 1%に引き下げる、社会保障基金の拠出金率を規定した省令が掲載される。